

資料提供先：中国地方建設記者クラブ、合同庁舎記者クラブ  
 鳥取県政記者会、島根県政記者会、  
 米子市政記者クラブ、松江市政記者クラブ、  
 出雲市政記者クラブ

## 斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）を策定しました。

国土交通省中国地方整備局では、平成 22 年 9 月 30 日に「斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、本計画）を策定しました。

斐伊川水系では平成 21 年 3 月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「斐伊川水系河川整備基本方針（以下、基本方針）」が変更されています。本計画は、この基本方針に基づく段階的な計画であり、斐伊川水系の国が管理する区間における今後概ね 20 年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、斐伊川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者及び地域防災・地域づくりに携わる流域内の関係市町長で構成される「斐伊川河川整備懇談会」から意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。さらに鳥取・島根両県知事をはじめ、沿川市町長からのご意見を伺い策定に至っています。

本計画は、下記のホームページからご覧になれます。

### 記

■ 中国地方整備局河川部ホームページ

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/index.htm>

→「河川整備基本方針・河川整備計画」→「斐伊川水系」よりご覧ください。

■ 出雲河川事務所ホームページ

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/>

→「斐伊川水系河川整備計画」よりご覧ください。

別添 1 : 斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）の策定までの経緯

別添 2 : 斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）の概要

**（問い合わせ先） 国土交通省中国地方整備局 電話番号（082）221-9231（昼間代表）**

**河川部 河川計画課長 柴田 亮（しばた りょう）（内線3611）**

**建設専門官 古南 弘史（こみなみ こうし）（内線3617）**

**担当事務所 出雲河川事務所 電話番号（0853）21-1850（昼間代表）**

**副 所 長 溝山 勇（みぞやま いさむ）（内線205）**

**計 画 課 長 服部 洋佑（はっとり ようすけ）（内線 261）**

**（広報担当窓口） 国土交通省中国地方整備局 電話番号（082）221-9231（昼間代表）**

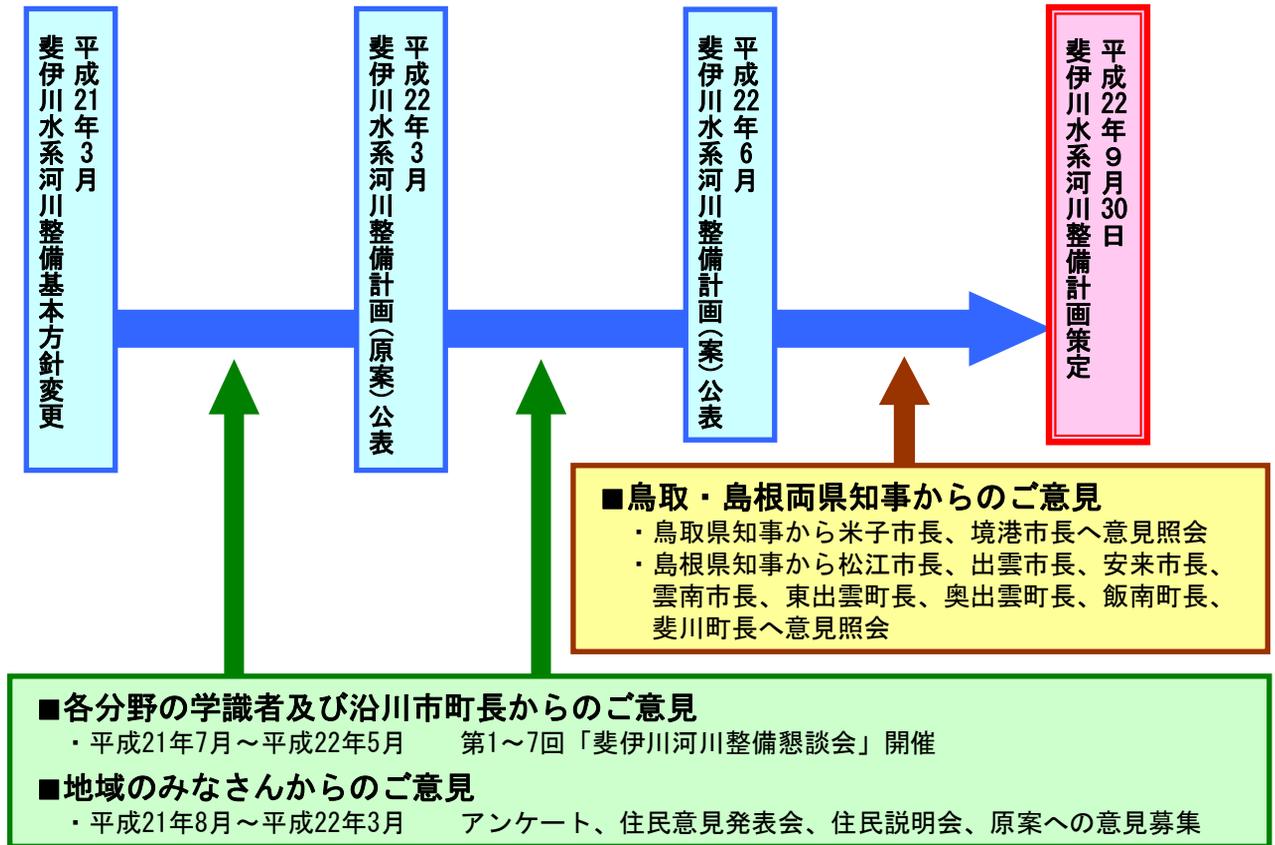
**広報広聴対策官 安田 博信（やすだ ひろのぶ）（内線2117）**

**企画部 環境調整官 秋山 良壮（あきやま りょうそう）（内線3114）**

## 策定までの経緯

斐伊川水系では平成21年3月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「斐伊川水系河川整備基本方針」が変更されています。これに基づき、斐伊川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、本計画)を平成22年9月30日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、斐伊川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者及び地域防災・地域づくりに携わる流域内の関係市町長で構成される「斐伊川河川整備懇談会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。



## (参考) 河川整備基本方針と河川整備計画

## 河川整備基本方針 (河川法第16条)

【策定者】国土交通大臣又は都道府県知事  
 【内容】基本方針、基本高水流量、計画高水流量、計画高水位及び川幅、正常流量等

## 手続き

河川整備基本方針の案の作成



意見

社会資本整備審議会  
(一級河川)  
都道府県河川審議会  
(二級河川)

河川整備基本方針の決定

## 河川整備計画 (河川法第16条の2)

【策定者】地方整備局長又は都道府県知事  
 【内容】河川工事、河川の維持の内容

## 手続き

原案



意見

学識経験者

関係住民

河川整備計画の案の作成



意見

地方公共団体の長

河川整備計画の決定



## 洪水等による災害の発生の防止または軽減

## 目 標

## ■安全性の確保

長期的な治水目標である河川整備基本方針に定めた目標を達成するためには、多大な時間を要するため、上下流バランスを踏まえつつ段階的な整備により、洪水等による災害の発生の防止または軽減を図ることを目標とします。

本計画の定めた河川整備等の実施後には、斐伊川本川、宍道湖、大橋川において、戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止することができます。また、新たに斐伊川本川からの洪水分派を受け持つこととなる斐伊川放水路及び神戸川においては、計画高水流量を安全に流下させ浸水被害の発生を防止することができます。さらに、中海・境水道では高潮を含めた既往最大水位（平成15年9月）に対し、浸水被害の発生を防止することができます。

## ■優先順位の考え方

目標の達成に向け、洪水、高潮対策の優先順位の考え方は、事業の進捗状況、事業効果の早期発現、上下流の治水バランス、過去の被災状況等を踏まえ次のとおりとします。

## (1) ダム・放水路の早期完成及び最下流部の中海湖岸堤防及び境水道の整備

## ① 尾原ダム・志津見ダム及び斐伊川放水路の早期完成

水系全体の安全度を向上させるダム及び放水路を早期に完成させます。

## ② 中海湖岸堤防及び境水道の整備

平成14年、15年、16年と近年高潮被害が頻発している中海において、既往最高水位（平成15年9月）に対し、浸水被害の発生を防止するよう湖岸堤防の整備を実施します。

近年の高潮等により家屋浸水被害が発生した箇所（Ⅰ）から整備を実施し、その後、既往最高水位による家屋浸水が懸念される箇所（Ⅱ①）、家屋はないが浸水被害が懸念される箇所（Ⅱ②）の順に整備を実施します。また、境水道についても、中海湖岸堤防の考え方に準じて整備を実施します。

## (2) 人口・資産が集中する松江市街地を流れる大橋川の改修

水位低減効果が大きく、また、まちづくり計画等地域への影響が大きい上下流の狭窄部の拡幅・堤防の整備を実施します。拡幅部の工事には時間を要することから、並行して家屋浸水被害の発生を防止するための堤防の整備を実施します。堤防の整備にあたっては、全体の整備効果を早期に発現するため、計画高水位までの高さで整備します。

計画高水位まで土堤で築堤した後に、パラペット及び堤防嵩上げ等により計画堤防高まで整備します。

## (3) 斐伊川本川の改修及び宍道湖湖岸堤防の整備

ダム及び放水路完成後、昭和47年7月洪水が再び発生した場合に家屋浸水被害が発生するおそれのある箇所において、堤防整備または支川処理等を実施します。

## (4) 堤防の浸透に対する安全性が著しく低い箇所での堤防の強化対策

堤防詳細点検により把握した優先箇所について、点検結果及び被災した場合の被害状況等を踏まえた優先順位を定め、堤防の強化対策を実施します。

整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画対象期間	
			短期	中期
ダム・放水路	(1) - ①	尾原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	完成	
斐伊川本川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理		
	(4)	堤防強化対策		
宍道湖	(3)	湖岸堤防の整備		
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	設計協議・用地買収・補償工事等	
			下流部拡幅工事	上流部拡幅工事
		堤防の整備（計画高水位まで） 水門等の整備		
		堤防の整備（計画堤防高まで）		
中海・境水道	(1) - ②	湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (Ⅰ)	短中期整備箇所 (Ⅱ①) → 中期整備箇所 (Ⅱ②)

※堤防天端が道路として利用される場合には、段階的な堤防整備は実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合があります。  
※放水路への分流の取扱いについては出雲市等と調整を行います。

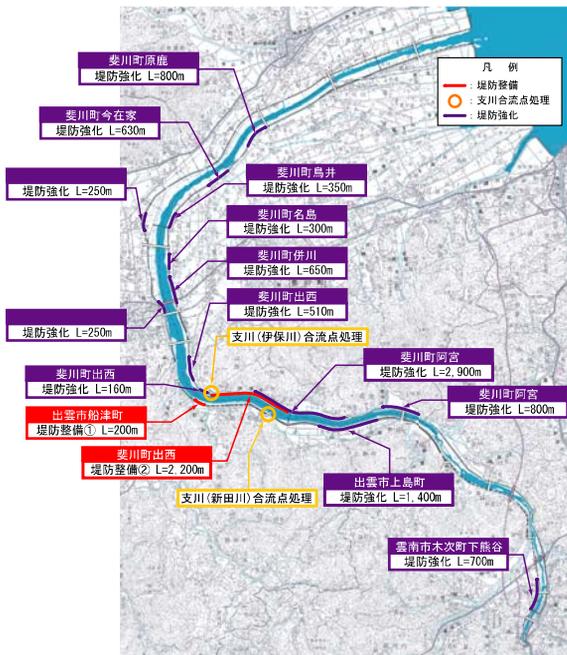
# 斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

## 洪水等による災害の発生防止または軽減

### 整備等の内容

斐伊川本川：堤防整備、支川合流点処理、堤防強化対策、尾原ダム建設等  
 斐伊川放水路、神戸川：分流堰建設、堤防整備、河道掘削、排水門整備、志津見ダム建設等  
 大橋川：河道拡幅、堤防整備、水門整備等  
 宍道湖、中海、境水道：湖岸堤防整備等

### ■斐伊川本川



### ■斐伊川放水路及び神戸川



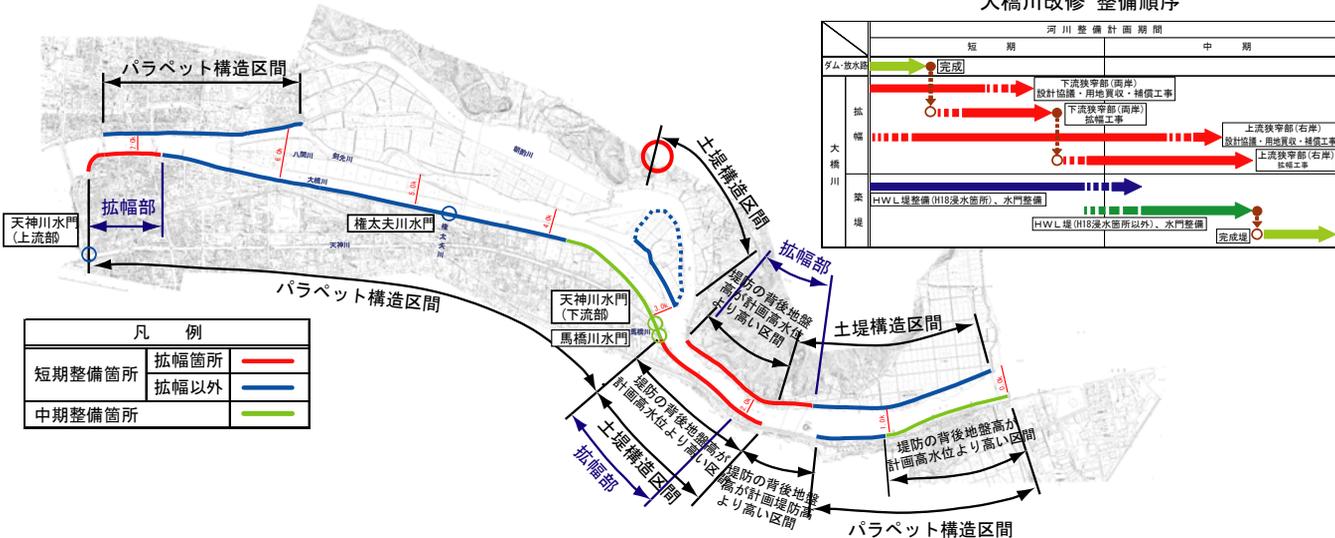
### ■中海及び境水道



### ■宍道湖



### ■大橋川



# 斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

## 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

### 目標

斐伊川水系における適正な水利用を推進し、現状の利水状況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保します。  
これらを考慮し目標とする流量は、河川整備基本方針に定められている、斐伊川本川の上島地点において概ね16m<sup>3</sup>/sec、神戸川の馬木地点において3月下旬～9月は概ね4.4m<sup>3</sup>/sec、10月～3月中旬は概ね3.1m<sup>3</sup>/secとします。

なお、渇水の発生時には、水利用や動植物の生息・生育・繁殖環境への被害を最小限に抑えるため、地域住民、関係機関と情報を共有し、円滑な水利用の推進を目指します。

また、河床の緩やかな低下が続く斐伊川本川においては、河床状況のデータを提供する等、利水者が安定して取水できるよう努めます。

### 整備等の内容

- ・尾原ダム及び志津見ダムの建設
- ・円滑な水利用の推進
- ・河床の状況等のデータを提供等の情報の共有化

## 河川環境の整備と保全

### 目標

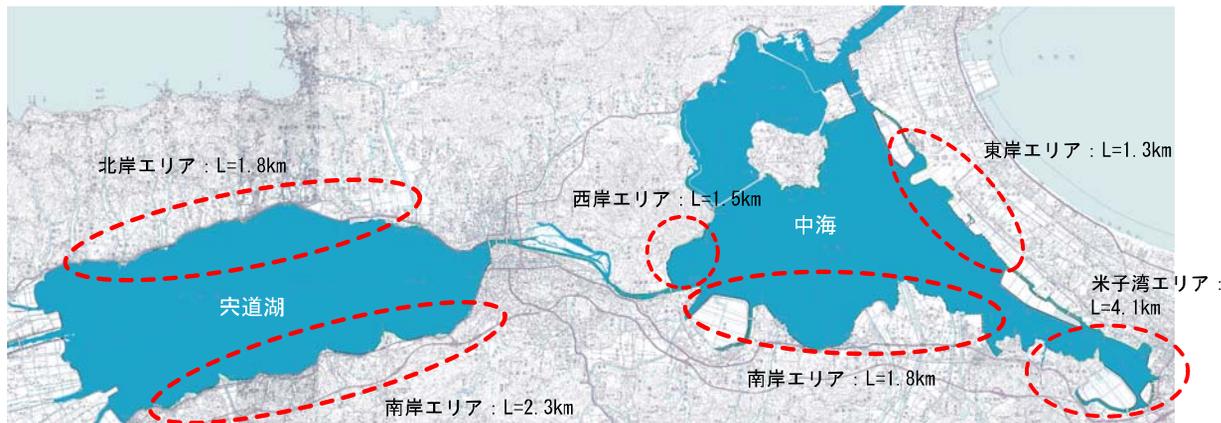
斐伊川水系が生み出す特徴的で良好な河川・湖沼の環境及び景観の保全を図るとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境の保全及び再生を目指します。

斐伊川本川、神戸川の流れのある水面が織りなす潤いと安らぎのある特徴的な水辺景観の保全を図り、豊かで多様な自然環境の再生に努めます。

また、連結汽水湖が生み出す独特な汽水環境の保全・再生を図り、豊かで多様な景観と自然環境の再生を目指すとともに、関係機関と連携を図りつつ、環境基準を満たすように水質改善に努めます。

### 整備等の内容

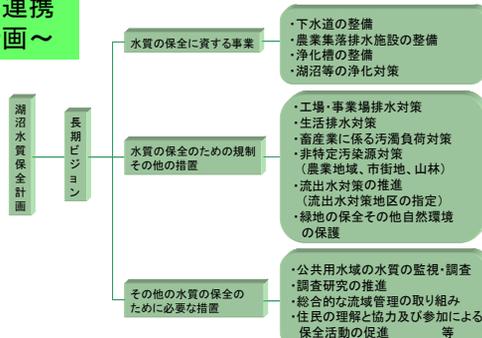
- ・河川環境のモニタリングによる情報把握と動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・改善
- ・宍道湖及び中海における水質汚濁機構、自然浄化機能、流域の物質循環機構の解明に向けたデータの収集・分析・評価と貧酸素水塊や塩分成層等の諸現象の把握への取り組み
- ・宍道湖及び中海において、湖の自然浄化機能の回復に向けた浅場整備及び覆砂等の実施



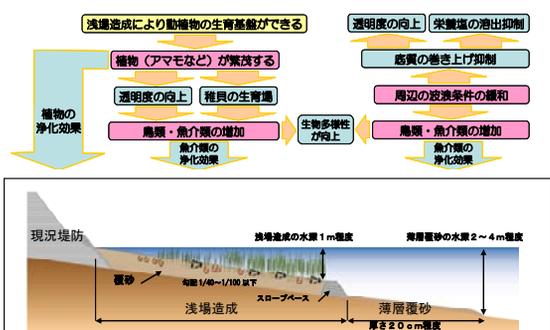
宍道湖及び中海における整備箇所

### その他の施策との連携 ～湖沼水質保全計画～

今後も宍道湖及び中海の水環境改善に向けて、「湖沼水質保全計画」に基づき、県、市町、研究機関、市民団体、地域住民との連携を図り水質改善に努めます。



湖沼水質保全計画の施策体系

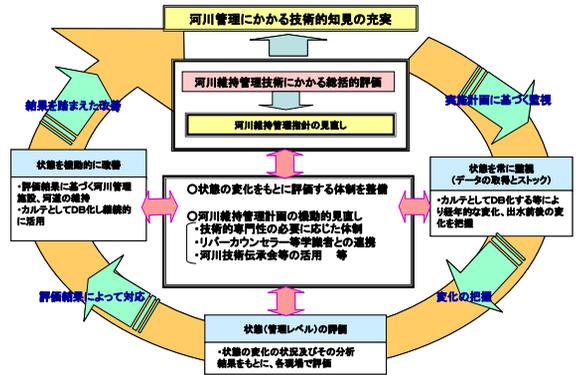


中海における整備効果イメージ

# 斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

## 維持管理

斐伊川水系の河川特性を十分に踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した維持管理に関する計画(河川維持管理計画)を作成するとともに、河川の状態の変化の監視、評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理体系」を構築し、効率的・効果的に実施します。



サイクル型維持管理体系概念図

### ■斐伊川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

斐伊川水系の河川・湖の維持管理については、斐伊川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を継続的に維持することを目的に実施しますが、斐伊川水系の河川毎、区間毎の特徴を踏まえ、特に重点的に監視し、維持管理を行う事項を(1)総合的な土砂管理 (2)地域特性に応じた河川管理施設の維持管理 (3)汽水環境の維持管理 (4)環境への影響把握 (5)水質事故への対応 (6)地域との連携 (7)地域と連携した被害最小化に向けた取り組みと定め、維持管理の重点化、効率化を図ります。

#### (1) 総合的な土砂管理

各種モニタリングによる土砂動態の把握とその結果の分析に基づく対策の検討・実施

#### (2) 地域特性に応じた河川管理施設の維持管理

##### ① 斐伊川本川堤防の維持管理

裏石張り(ドレーン工)の状況等をモニタリングにより把握し、その機能を維持

##### ② 湖部の河川管理施設の維持管理

平常時から施設の点検・調査による状態把握を行い、適切な対応を実施

##### ③ 新たな大規模施設の維持管理

建設中の尾原ダムや志津見ダム、分流堰がその機能を適切に発揮できるよう、日常的な点検・整備と計画的な維持補修を実施

#### (3) 汽水環境の維持管理

水質、底質、流動及び各種生物調査等のモニタリングによるデータの取得と蓄積

#### (4) 環境への影響把握

事業実施中、事業実施後における環境への影響に関するモニタリングの実施

#### (5) 水質事故への対応

水質汚濁防止連絡協議会等を積極的に活用し、水質汚濁防止の啓発や事故時の訓練等を行い、水質事故への迅速な対応等を図る

#### (6) 地域との連携

今後、河川整備にあわせ、地域との協働管理を働きかける等、地域と連携した河川管理を目指す

#### (7) 地域と連携した被害最小化に向けた取り組み

洪水被害の最小化に向け、河川整備とあわせ、地域づくりと一体となった治水対策への取り組み

### ■その他の河川の維持管理に関する事項

斐伊川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項だけでなく、斐伊川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を維持管理するために、次に掲げる事項を継続して実施します。

- ・ 河川情報の収集・提供
- ・ 河川巡視
- ・ 堤防の点検・堤防(護岸)の維持管理
- ・ 堰、排水門、排水ポンプ場等の維持管理
- ・ 河道の維持管理
- ・ 危機管理体制の整備
- ・ 災害復旧
- ・ 濁水への対応
- ・ 河川環境のモニタリング
- ・ 河川・水辺空間の保全
- ・ 河川美化のための体制

中国地方整備局管内

1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画 平成19年 5月16日

高津川水系河川整備計画 平成20年 7月 3日

芦田川水系河川整備計画 平成20年12月 4日

天神川水系河川整備計画 平成22年 3月 5日

斐伊川水系河川整備計画 平成22年 9月30日

【河川法】 抜粋 （河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。